

岩手県企業局管理規程第4号

企業局公用車運行管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月29日

岩手県企業局長 佐藤 学

企業局公用車運行管理規程の一部を改正する規程

企業局公用車運行管理規程（昭和44年岩手県企業局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>第9条 運行管理者は、道路運送車両法第40条から第42条まで及び第44条に規定する保安上又は公害防止上の技術基準（以下「保安基準」という。）に適合しない公用車を運行の用に供してはならない。</p> <p>（交通事故等の措置）</p> <p>第16条 運転者（運転者が報告できないときは、使用者又は同乗者）は、公用車の運行により道路交通法第72条第1項に規定する交通事故が発生したときは、<u>同条</u>に規定する必要な措置を講ずるとともに、直ちに運行管理者に報告しなければならない。道路交通法等の規定に違反した疑いにより警察官の取調べを受けたときも、同様とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第4号</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">(32)</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>事故本人等の申立て</td> <td style="text-align: center;"> [略] 本人氏 名[㊟] [略] 同乗者等氏 名[㊟] </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>備考1 各欄の記載は、次によること。</p> <p>[略]</p> <p>(25) 運転者（相手側の運転者も含む。）について、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）別表第2備考又は別表第5備考に該当する法令違反事項に従い事故原因を記載するものとし、車両、歩行者、道路の状況等についても、事故原因と関連があると思われるものについては、詳細に記載すること。</p> <p>[略]</p> <p>(32) 運転者（使用者及び同乗者が<u>ある場合は、その者</u>）の事故概況等を<u>直接当該運転者に記載させることとし、署名押印させていただきます。</u></p>	[略]		(32)	[略]	事故本人等の申立て	[略] 本人氏 名 [㊟] [略] 同乗者等氏 名 [㊟]	[略]		<p>第9条 運行管理者は、道路運送車両法第40条から第42条まで及び第44条に規定する保安上又は公害防止<u>その他の環境保全</u>上の技術基準（以下「保安基準」という。）に適合しない公用車を運行の用に供してはならない。</p> <p>（交通事故等の措置）</p> <p>第16条 運転者（運転者が報告できないときは、使用者又は同乗者）は、公用車の運行により道路交通法第67条第2項に規定する交通事故が発生したときは、<u>同法第72条第1項</u>に規定する必要な措置を講ずるとともに、直ちに運行管理者に報告しなければならない。道路交通法等の規定に違反した疑いにより警察官の取調べを受けたときも、同様とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第4号</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">(32)</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>事故本人等の申立て</td> <td style="text-align: center;"> [略] 本人氏 名 [略] 同乗者等氏 名 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>備考1 各欄の記載は、次によること。</p> <p>[略]</p> <p>(25) 運転者（相手側の運転者も含む。）について、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）別表第2備考又は別表第6備考に該当する法令違反事項に従い事故原因を記載するものとし、車両、歩行者、道路の状況等についても、事故原因と関連があると思われるものについては、詳細に記載すること。</p> <p>[略]</p> <p>(32) 運転者（<u>運転者が記載できない場合は、使用者又は同乗者</u>）に事故概況等を記載させ、<u>運転者（使用者又は同乗者が<u>ある場合</u>にあつては、これ</u></p>	[略]		(32)	[略]	事故本人等の申立て	[略] 本人氏 名 [略] 同乗者等氏 名	[略]	
[略]																	
(32)	[略]																
事故本人等の申立て	[略] 本人氏 名 [㊟] [略] 同乗者等氏 名 [㊟]																
[略]																	
[略]																	
(32)	[略]																
事故本人等の申立て	[略] 本人氏 名 [略] 同乗者等氏 名																
[略]																	

2 [略] [略]	<u>らの者を含む。)</u> に記名させてください。 2 [略] [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。